

平成 22 年 4 月

会員 各位

社団法人 日本顕微鏡学会
会長 廣川 信隆

平成 22 年度社団法人日本顕微鏡学会通常総会開催通知

平成 22 年度通常総会を定款第 33 条*および 37 条*に基づき、下記のとおり、開催いたします。
正会員の方々も出席することができますので、お知らせいたします（議決権は定款により役員および評議員となっております）。

記

日時 平成 22 年 5 月 25 日（火） 11：50～13：20
会場 名古屋国際会議場（愛知県名古屋市熱田区）1 階 A 会場

報 告

1. 第 55 回学会賞（瀬藤賞）受賞者報告
2. 第 25 回論文賞・和文誌賞受賞者報告
3. 第 15 回技術功労賞受賞者報告
4. 第 11 回奨励賞受賞者報告
5. 公益法人化制度改革の対応状況報告
6. その他

議 案

- 第 1 号議案. 平成 21 年度事業報告の件
- 第 2 号議案. 平成 21 年度収支決算報告の件
- 第 3 号議案. 平成 22 年度事業計画の件
- 第 4 号議案. 平成 22 年度収支予算の件
- 第 5 号議案. 名誉会員推薦の件
- 第 6 号議案. 会費滞納者除名の件

以上の次第順序は変更されることがあります。ご了承下さい。

*：【定款抜粋】

第 33 条（抜粋）

総会は、役員および評議員をもって構成する。

第 37 条

総会は、社員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

②総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、社員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

③正会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

第 55 回学会賞（瀬藤賞）・第 25 回論文賞・第 15 回技術功労賞・第 11 回奨励賞の授与式を総会中に行います。また、本年度の学会賞受賞講演は、第 54 回シンポジウムにて行われます。万障お繰り合わせの上、ご来聴下さいますようお願い申し上げます。

【ご注意】

1. 公益法人化制度改革の中で、H22 年度に行われる評議員選挙についての説明がありますので、評議員の出来る限りの参加をお願い致します。
2. やむを得ず委任状を提出される評議員に於かれては、代理人として空欄ではなく委任できる他の評議員の名前を具体的に記載して下さい。

以上